

2014年10月1日

男女共同参画推進宣言

一般社団法人 日本てんかん学会
理事長 大澤真木子
男女共同参画委員会

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて以降、男女平等の社会参画を実現すべく、様々な分野でその施策を推進する努力が図られるようになった。また、平成15年、内閣府男女共同参画局長から公益社団法人代表者宛に「平成32年までに指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度となるように」という勧告がなされ、平成23年には各学会においても男女共同参画委員会の設置や役員・理事選任における女性の参画の拡大への積極的取り組みが要望された。これに基づき、各学会や大学法人においても様々な形での推進が今後も発展するものと思われる。

日本では女性理事不在の医学会は少なくないが、当学会では未だ国際レベルには達していないものの、女性理事、女性社員（元評議員）の割合は現在どちらも約10%であり、また、てんかん研究・医療における業績を称える国際的な学術賞である JHUN & MARY WADA 奨励賞では女性受賞者も多く、本学会への女性の関与はこれまでも多岐に亘る側面で推進されてきた。さらに、昨年本学会では、女性の理事長が誕生した。当学会の男女共同参画はすでに積極的な推進が図れている状況にあるが、男女にはそれぞれの特性があり、両者が夫々の特性を活かし協働し合う事により、より一層の成果が期待できる。本学会でも男女共同参画実現に向けて発展すべく、平成25年10月に男女共同参画委員会を発足させた。

日本てんかん学会として、さらなる実効性を有する目標実現に向けて、ここに男女共同参画推進を宣言するものである。

記

具体的な行動計画として、以下の取り組みを行っていく。

1) 女性医師、若手医師、医学生の日本てんかん学会への入会の促進

家庭生活の中で健康を支えるのはしばしば女性である。患者さんの話を傾聴することからてんかん医療が始まるという前提に立てば、日常生活の流れに即した実感をもつと思われる女性医師は、患者さんや家族が抱えている問題をより生活の現実感をもって受け止めることが出来よう。また、てんかん患者の半数近くは女性である。女性のでんかん患者は妊娠・出産等に関わる複合的な課題を抱えており、こうした側面に十分な対応を図るためにも、女性患者の比率に見合う程度のさらなる女性医師の参画が期

待される。現在、日本てんかん学会における女性の会員の割合は 18.7%である。役員 30%の実現の前に、この会員数を増やしたい。特に、男女問わず若い医師の本学会への入会の推進に向けて学生会員などの新区分の創立や広報活動の発展に向け、男女共同参画委員会、資格審査・広報委員会、長期計画委員会、てんかん診療向上委員会など、各種関連委員会の協力体制を確立する。

2) 女性を軸としたてんかん診療、てんかん研究に対する支援

脳波学と近代てんかん医療が夫妻である Gibbs and Gibbs, 父と娘である Lennox and Lennox によって始まったときから、てんかん学とてんかん診療は男女共同参画であった。この歴史をさらに発展させて女性医師を含む若くてんかん学者を育て、学術研究、臨床の発展を支援する。また、一旦離職した女性医療従事者の再学習の場を提供する。さらに、妊娠、出産、など女性のてんかん患者特有の悩みの解決や、てんかん患者を育児介護する母親への支援を学会として永遠のテーマにする。

3) 各科の連携やメディカルスタッフとの協力を強化するための学会活動

てんかん診療には、脳神経外科、神経内科、精神科、小児神経科など各科の連携が必要なことは言うまでもない。日本てんかん学会では各科や地域の医療連携に長年取り組んで来たが、この連携は医師だけによって成り立つものではなく、看護師、検査技師、精神保健福祉士、臨床心理士、薬剤師、ケースワーカーなど多職種の協力を得てより充実したものとなる。そこでメディカルスタッフが参加して、学習できるような学会プログラムや分科会を提案し、実現する。

以上